

切れ目のない子育て支援

現状と課題

現状

- 令和6(2024)年の日本人出生数は68.6万人(前年比-4.1万人)で過去最低となりました。また、婚姻件数は48.5万組(前年比-1.3万組)で、過去最低となっています。
- 港区の出生数は、平成29(2017)年以降減少していましたが、令和5(2023)年には増加に転じました。しかしながら、令和6(2024)年は減少し、2,242人となりました。
- 令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、同時にこども基本法が施行されました。全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、切れ目のない子育て支援の実施等、子どもや若者、子育て世帯への支援を強化しています。
- 国は、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっていることを踏まえ、令和7(2025)年12月に「放課後児童対策パッケージ2026」をとりまとめました。

課題

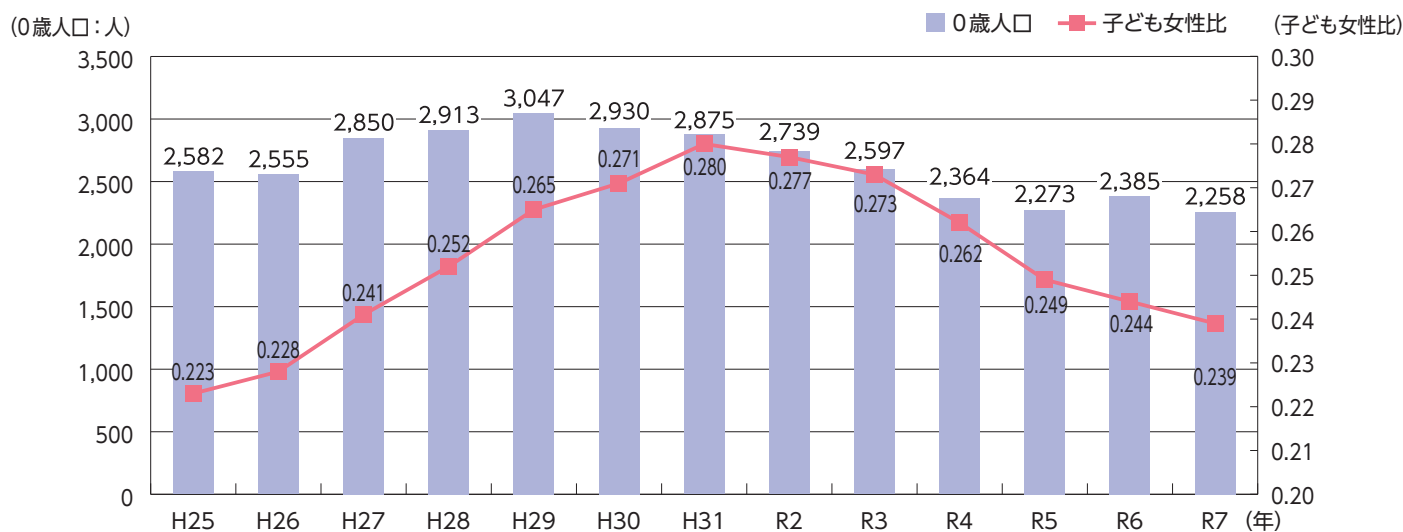
- 望む人が安心して子どもを産み育てられる環境の充実が重要です。
- 子ども・若者の居場所づくりを推進するとともに、教育委員会や子ども家庭支援センター等の各機関がより緊密に連携し、子どもが健やかに成長できる環境整備を推進する必要があります。

➔ 0歳人口の減少が続いています。

港区の0歳人口は、平成29(2017)年をピークに令和7(2025)年まで減少傾向が継続しており、令和7(2025)年は2,258人となっています。

子ども女性比[※]も、令和2(2020)年以降減少し続けています。

港区の0歳人口と子ども女性比



※0歳人口は、各年1月1日現在です。
子ども女性比は、各年1月1日現在の0~4歳人口と20~44歳女性人口の比です。

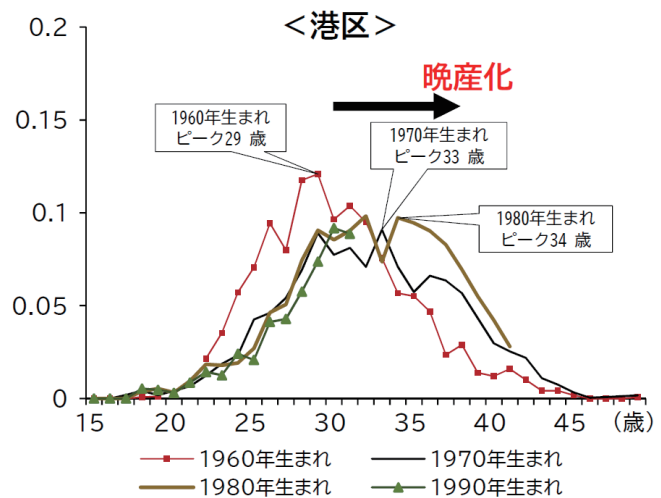
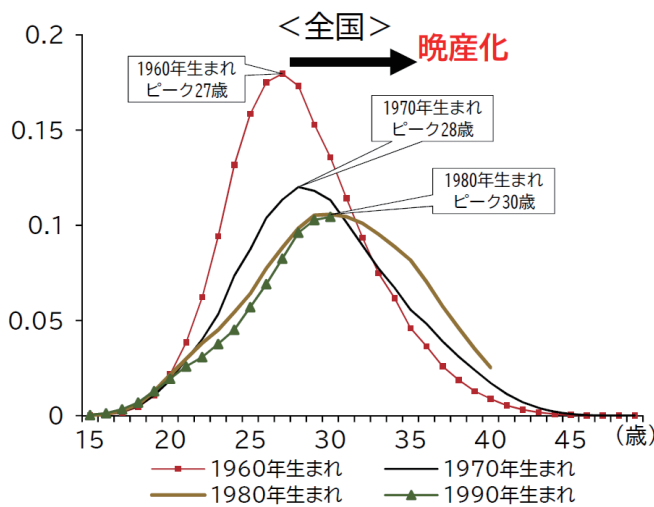
出典：港区「住民基本台帳」を基に作成

➔ 全国を上回るペースで晩産化が進展していますが、累積出生率は低下傾向が穏やかであり、水準は低いものの下げ止まり傾向がみられます。

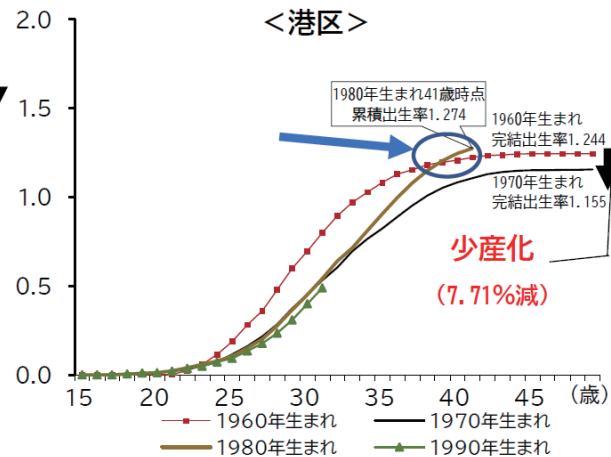
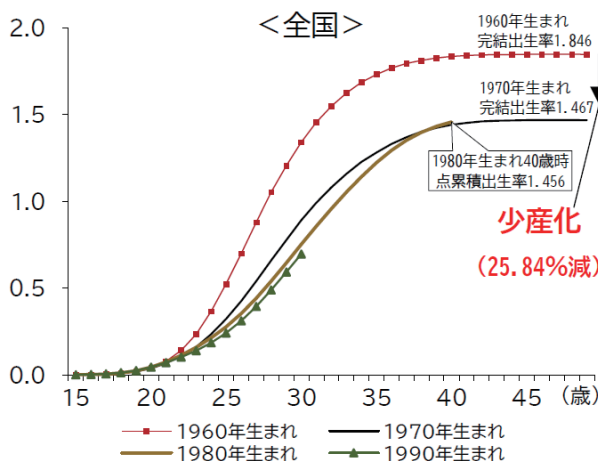
世代別の年齢別出生率（各歳で産んだ子どもの人数）をみると、全国的に、新しい年に生まれた世代の女性ほど、出産のピークを遅い年齢で迎える（晩産化）傾向となっています。現在45歳である昭和55（1980）年生まれ女性の出産のピークは、全国が30歳、港区が34歳であり、港区は全国と比較して晩産化が進展しています。

また、世代別の累積出生率（ある年齢までに産んだ子どもの人数）をみると、全国的に若い世代ほど低下する傾向ですが、港区は世代が若くなるほど低下傾向が穏やかです。昭和55（1980）年生まれは41歳時点の水準が昭和35（1960）年生まれを上回っており、下げ止まり傾向がみられます。

世代別の年齢別出生率



世代別の累積出生率



- ※1 昭和35（1960）年生まれ区民女性の20歳及び21歳の統計は、昭和59（1984）年と昭和60（1985）年の1歳階級別人口の統計の不足から、欠損値となっています。
- ※2 年齢別出生率は各歳女性の出産数÷各歳女性人口×100で算出しています。完結出生率は、各生年世代の女性が生涯で産む子どもの平均人数相当です。

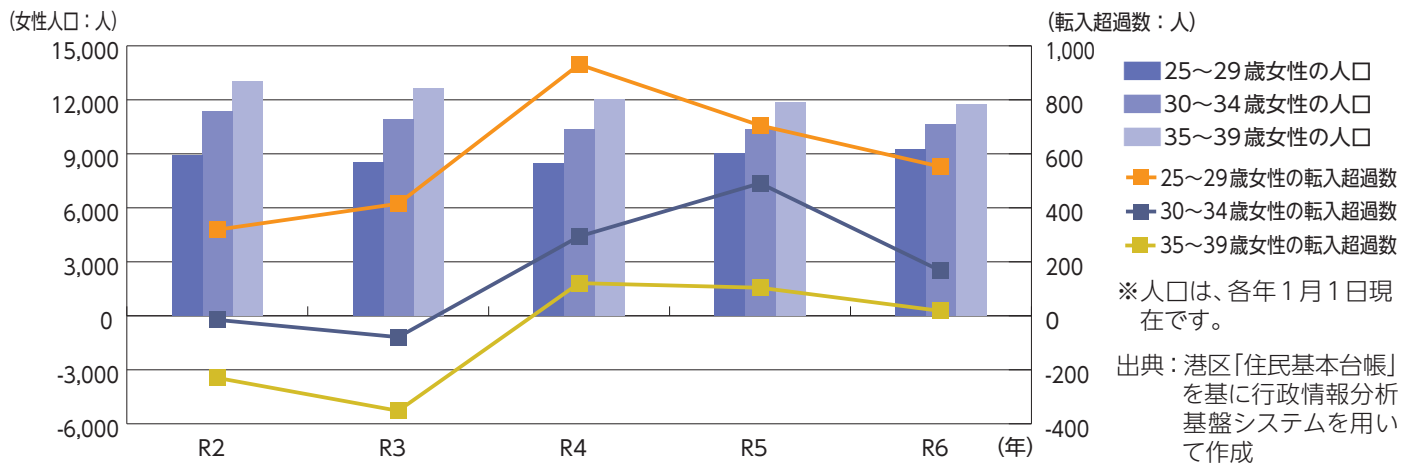
出典：港区「令和5年度子育てしやすい環境の充実に向けた調査研究 結果概要（令和5年11月）」
調査概要は、参考資料「I 港区政策創造研究所が実施した大規模社会調査一覧」をご覧ください。

➔ 港区の25～34歳女性人口は減少傾向だったものの、現在は回復基調です。

母親年齢別の出生率が特に高い25～39歳の港区民の女性人口をみると、25～34歳は減少傾向だったものの回復基調となっています。一方で、35～39歳は減少傾向が継続しています。

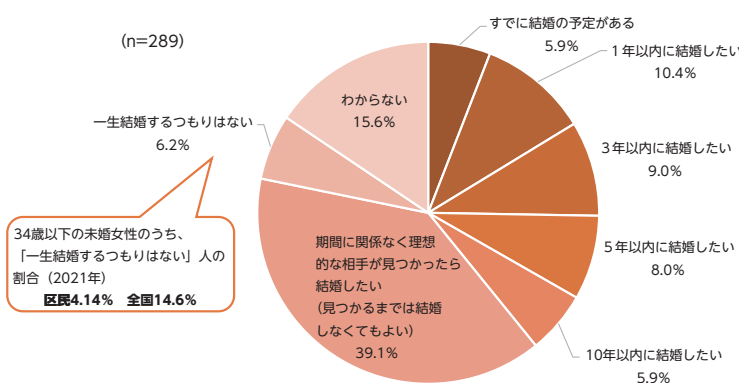
また、25～39歳の港区民女性の転入超過数（転入者数と転出者数の差）をみると、30～39歳はコロナ禍の令和2（2020）年と令和3（2021）年に転出超過（転入者数より転出者数が多い）となっていました。令和4（2022）年以降は転入超過（転出者数より転入者数が多い）となっており、25～29歳はコロナ禍においても転入超過となっています。

25～39歳区民女性の人口と転入超過数



➔ 結婚に否定的な区民女性の割合は全国と比較して低くなっています。

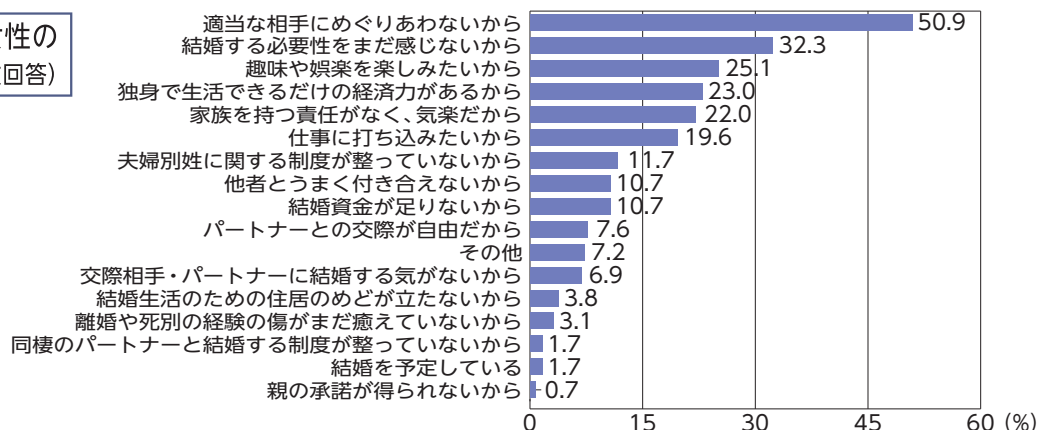
港区の20～49歳未婚女性の結婚希望



港区の20～49歳女性を対象とした調査によると、未婚者のうち「一生結婚するつもりはない」人の割合は6.2%にとどまっており、国立社会保障・人口問題研究所が令和3（2021）年に実施した第16回出生動向基本調査による全国値（34歳以下の未婚女性の回答率：14.6%）と比較して顕著に低くなっています。

また、未婚女性が未婚でいる理由は、「適当な相手にめぐりあわないから」という、結婚を明確に否定しているわけではない理由が50.9%と最も高くなっています。

港区の20～49歳未婚女性の結婚していない理由 (複数回答)



出典：港区「令和5年度子育てしやすい環境の充実に向けた調査研究 結果概要 (令和5年11月)」

→ 区民女性（既婚者）は全国と比較して、理想子ども数と予定子ども数のギャップが大きく、予定子ども数は全国を下回っています。

20～49歳の区民女性の理想と予定の子ども数を見ると、既婚者は平均理想子ども数が2.26人、予定子ども数が1.61人、未婚者は平均理想子ども数が1.96人、予定子ども数が1.22人となっています。

既婚者を全国調査の結果と比較すると、平均理想子ども数はほぼ同水準である一方、予定子ども数は0.40人少なく、理想と予定のギャップがより大きいといえます。

港区の20～49歳女性の理想と予定の子ども数

		理想子ども数	予定子ども数
既婚者	区民(n=553)	2.26	1.61
	全国(2021年)(理想:n=4207、予定:n=4206)	2.25	2.01
未婚者(35歳未満)	区民(n=139)	1.96	1.22
	全国(2021年)(n=1690)	1.79	-

※全国の数値は、「第16回出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)から引用しています。既婚者は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦(回答者は妻)、未婚者は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の女性を対象としています。また、港区の未婚者の数値は、結婚の希望を尋ねた質問において「一生結婚するつもりはない」以外を選択した35歳未満の区民女性を対象として算出しています。

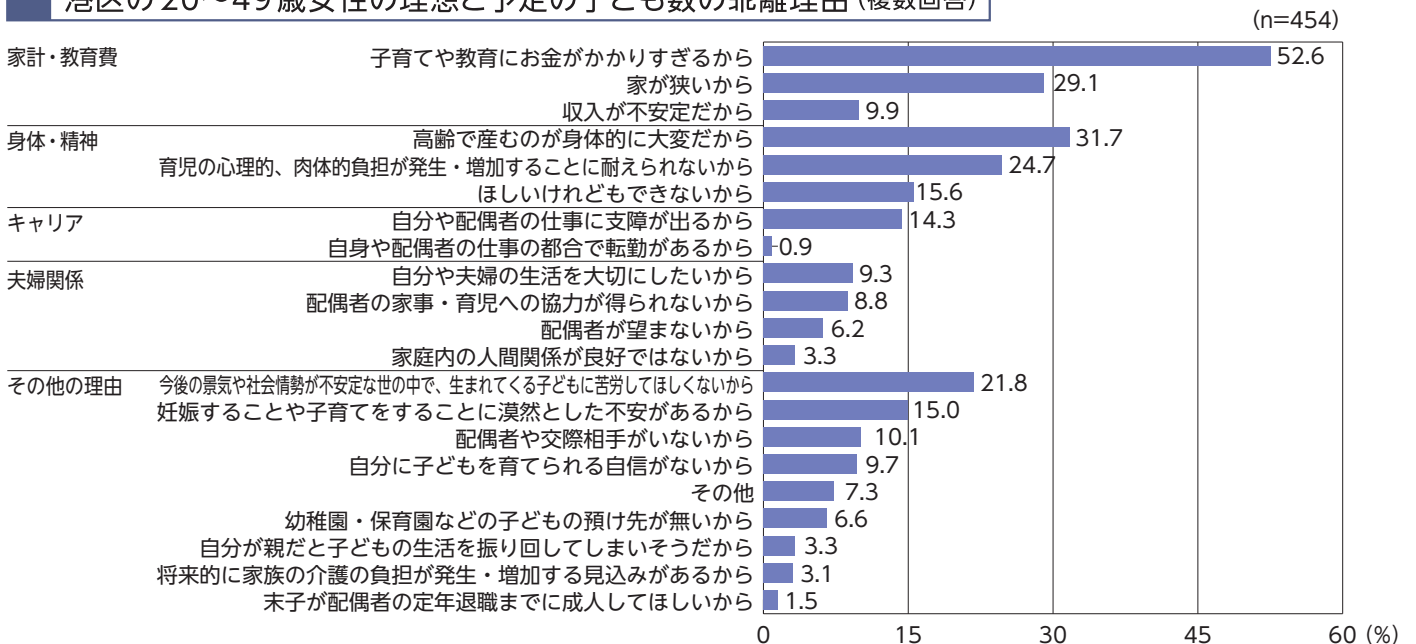
出典：港区「令和5年度子育てしやすい環境の充実にに向けた調査研究 結果概要(令和5年11月)」

→ 経済的負担と心身の負担を、子ども数の理想と予定のギャップの理由としている人が多いです。

20～49歳の区民女性の、理想と予定の子ども数にギャップがある(理想子ども数よりも予定子ども数が少ない)理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が52.6%と最も高く、「家が狭いから」29.1%、「収入が不安定だから」9.9%も含め、経済的負担に係る理由が比較的多くみられます。

また、「高齢で産むのが身体的に大変だから」が31.7%で2番目、「育児の心理的、肉体的負担が発生・増加することに耐えられないから」が24.7%で4番目に高く、こうした身体的、精神的負担に係る理由が、経済的負担に係る理由に次いで多くなっています。

港区の20～49歳女性の理想と予定の子ども数の乖離理由(複数回答)



※理想子ども数よりも予定子ども数が少ない人を対象とした質問です。

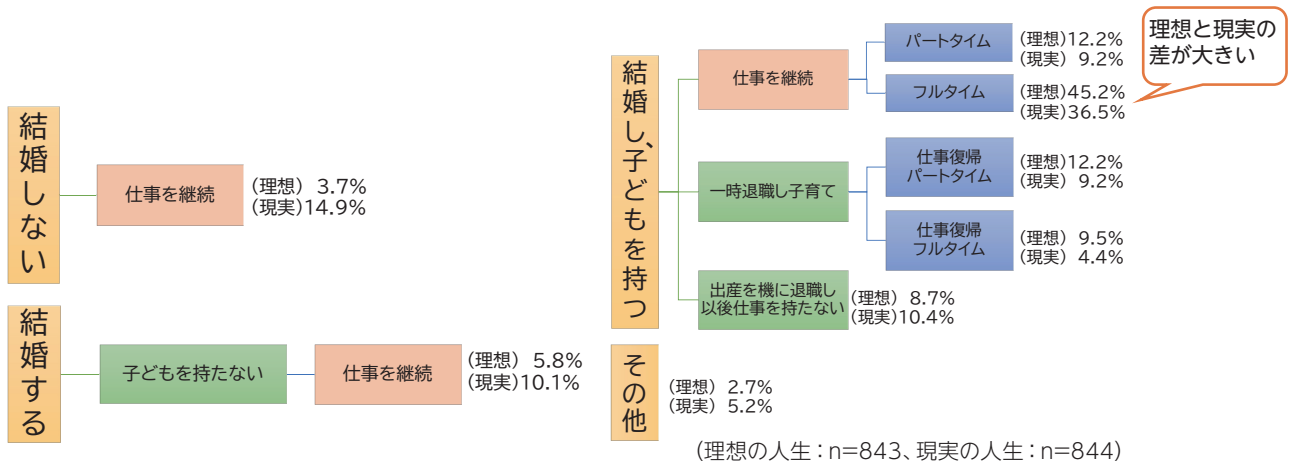
出典：港区「令和5年度子育てしやすい環境の充実にに向けた調査研究 結果概要(令和5年11月)」

➔ 子育てと仕事の両立支援が必要です。

20～49歳の区民女性の9割弱が子どものいる人生を理想と考えており、さらにその約半数、全体の45.2%はフルタイムで子育てしながら仕事を継続することが理想と考えていますが、これを実現できると見込む人は36.5%にとどまっています。

子育てをしながらキャリアを継続できる女性の増加に向けた支援が必要です。

港区の20～49歳女性の結婚と子どもに係る人生の理想と現実



出典：港区「令和5年度子育てしやすい環境の充実にに向けた調査研究 結果概要 (令和5年11月)」

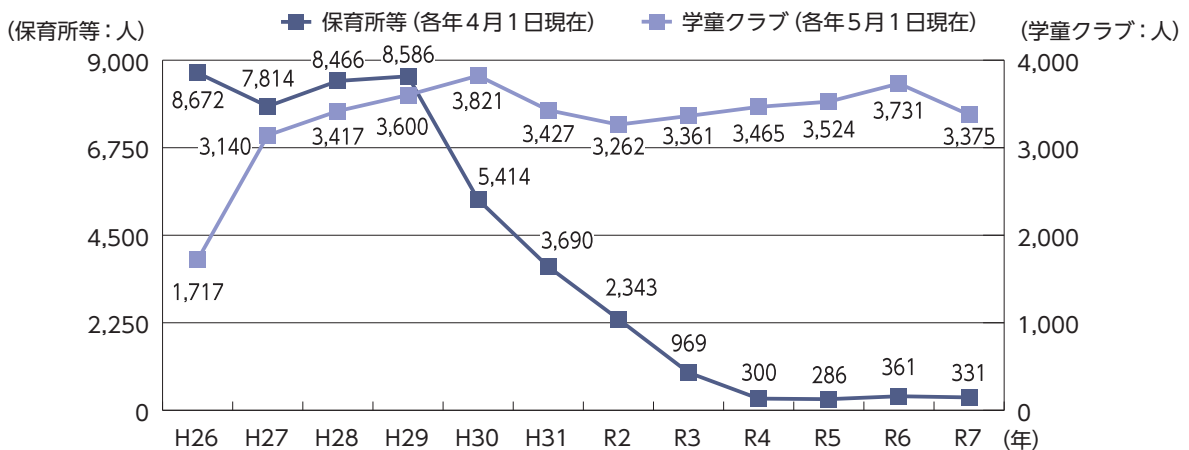
➔ 東京都の保育所等の待機児童数は減少傾向ですが、学童クラブの待機児童数は増加傾向です。

東京都の保育所等の待機児童数は、令和7(2025)年4月1日時点で331人となっており、平成30(2018)年以降減少傾向となっています。

一方で、東京都の学童クラブの待機児童数は、平成30(2018)年から令和2(2020)年にかけて減少したものの、令和3(2021)年以降は増加し、令和7(2025)年5月1日時点で3,375人と減少しています。

未就学児の保育環境の更なる充実と、就学児童の居場所づくりの充実が求められます。

東京都の保育所等と学童クラブの待機児童数



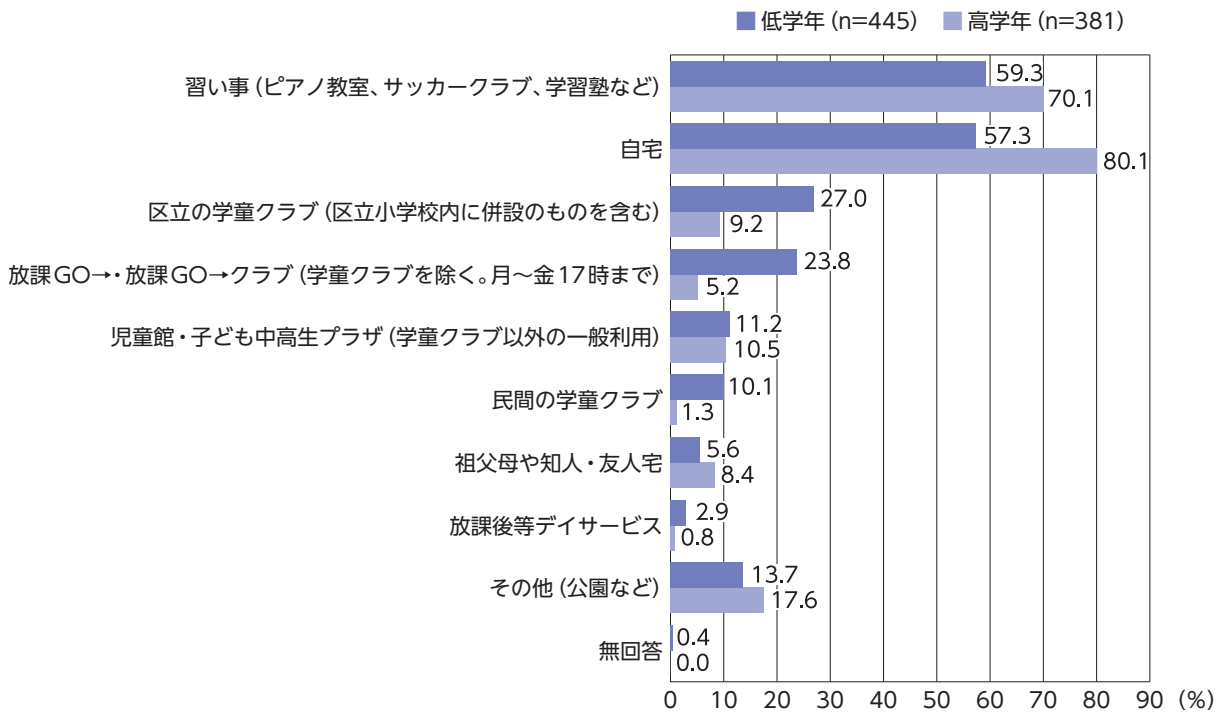
※学童クラブの待機児童数は、学童クラブの対象児童のうち、利用申込みをしたが何らかの理由で登録できなかった児童数です。令和2年のみ令和2年7月1日現在の人数です。

出典：東京都「都内の保育サービスの状況について」「東京の学童クラブ事業実施状況」を基に作成

➔ 小学生の放課後の過ごし方は、小学校低学年は「習い事」が最も多く、高学年は「自宅」が最も多くなっています。

港区に居住する小学生の放課後の過ごし方は、小学校低学年は「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、59.3%となっています。高学年は「自宅」が最も多く、80.1%となっています。

小学生の放課後の過ごし方（複数回答）

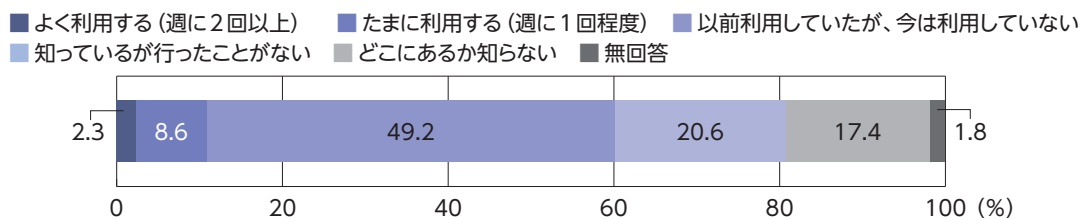


出典：港区「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書」（令和6年3月）を基に作成

➔ 児童館や子ども中高生プラザ等がどこにあるか知らない中学生が2割弱います。

港区に居住する中学生が児童館・子ども中高生プラザ等を利用する頻度は、「よく利用する（週に2回以上）」が2.3%、「たまに利用する（週に1回程度）」は8.6%、「知っているが行ったことがない」は20.6%、「どこにあるか知らない」は17.4%となっています。

港区の中学生が児童館・子ども中高生プラザ等を利用する頻度



出典：港区「港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査報告書」（令和6年3月）を基に作成

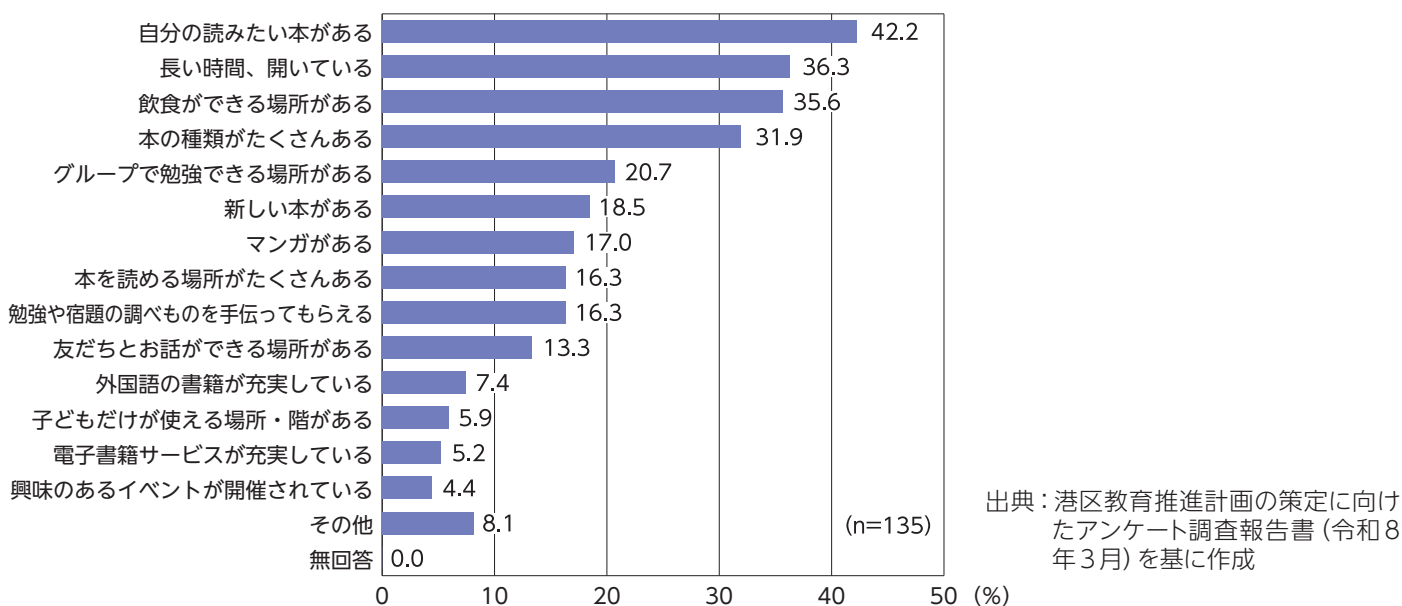
参考 港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査（小学生の保護者と中学生を対象とした調査）の概要
 調査主体：港区
 調査対象者：区内在住の小学生の保護者 2,000人、区内在住の中学生 2,000人
 調査時期：令和5年10月～11月
 回収数・回収率：区内在住の小学生の保護者 840人・42.0%、区内在住の中学生 596人・29.8%

→ 多様な手法で得た子どもたちの意見を基に、子どもの居場所を充実させることが求められます。

港区に居住する小学5年生～高校3年生相当を対象とした読書活動等に関するアンケートによると、「どんな港区立図書館だったら、もっと利用したいと思いますか」という質問に対し、「自分の読みたい本がある」が42.2%と最も高いことに加え、「グループで勉強できる場所がある」や「友だちとお話ができる場所がある」など、図書の充実以外にも居場所としての機能の充実を求める声がみられます。

多様な手法で得た子どもたちの意見を基に、既存の区有施設の機能を生かした子どもの居場所づくりなどを検討することが求められます。

港区の小・中・高校生世代が区立図書館に望むこと（複数回答）

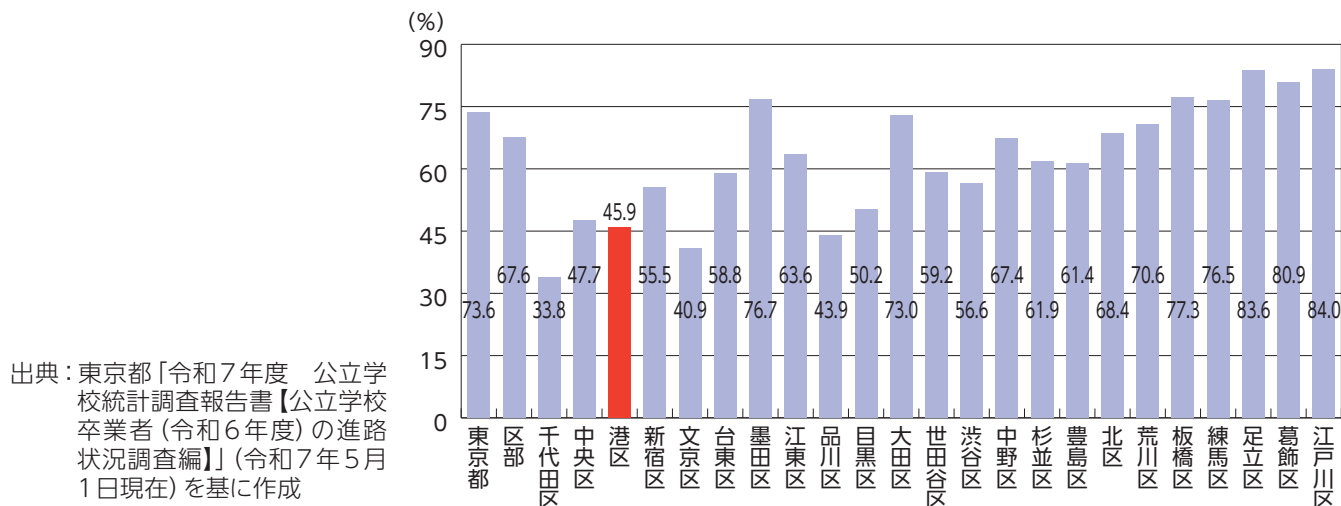


→ 区立小・中学校以外に通学している子どもたちへのアプローチの工夫が求められます。

港区立小学校を卒業した児童が、港区立中学校へ進学する割合は45.9%と東京都23区内で4番目に低くなっており、区立中学校以外に通学している子どもが多数います。

区が実施する取組を、区立小・中学校に対して周知する機会は多くありますが、私立学校等に通う子どもへの周知は難しい状況です。教育委員会や子ども家庭支援センター等の各機関がより緊密に連携し、私立学校等に通う子どもに、居場所や相談先等を知ってもらうための周知方法等の工夫が求められます。

23区の小学生の区域内区立中学校への進学率（令和6年度）



港区の取組状況

港区では、望む人が安心して子どもを産み育てられる環境の充実に向けて様々な取組を行っています。ここでは、その一部を紹介します。

● 出産費用の助成

出産にかかる分娩費及び入院費等を対象に、区で定める出産費用助成金の算出上限額、又は、出産費用の実費額のいずれか低い額から、出産育児一時金等を差し引いた全額を助成する事業です。

事業開始の平成18(2006)年度の助成金算出上限額は50万円でしたが、社会経済状況の変化を踏まえ、令和5(2023)年度からは81万円(双子以上の場合は子どものうち1人を除いた子ども1人につき48万円加算)に拡充しました。

● 不妊・不育への支援

令和4(2022)年4月から特定不妊治療が公的医療保険の適用対象になったことを踏まえ、区は公的医療保険の適用外の治療(先進医療、自由診療)にかかる費用の助成を開始しました。1回の助成上限は30万円で、事実婚の場合や男性の不妊治療についても対象としています。

また、望んでいるのになかなか妊娠しない不妊や、おなかの赤ちゃんが亡くなってしまう流産や早死産を繰り返す不育症について、不安なことや心配なこと、身近な人には相談しにくいことを電話などで、ピア・カウンセラーに相談することができる「港区不妊・不育相談ダイヤル」を開設し、治療などによる経済的・精神的負担の軽減に向けた支援を実施しています。

● 妊娠・出産後の家事・育児への支援

妊娠中や出産後の日常生活にお困りの家庭に対して、区内のご自宅に「ホームヘルパー」又は産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事及び育児支援を行う「港区産前産後家事・育児支援事業」を実施しています。

また、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の費用の一部を補助する「港区ベビーシッター利用支援事業」を実施しています。

● 子どもの預かり

区では、様々な形でお子さんを預かる事業を実施しています。以下の事業はその一部です。

● 区立保育園での一時保育

在宅の子育て支援策として、専業主婦家庭等の育児疲れ解消や断続的な勤務・短時間勤務等に対応するために、南青山保育園、南麻布保育園、飯倉保育園、台場保育園(令和7(2025)年5月～)、芝浦アイランドこども園、神明保育園、たかはま保育園、元麻布保育園、神応保育園で子どもを預かる事業です。認可保育園等に入園していない生後4か月から小学校就学前までの子どもを対象としています。

● 子育てひろばあっぱいでの乳幼児一時預かり

理由を問わずに、乳幼児を預かる事業です。区内10か所のあっぱい(うちあっぱい台場分館は令和8(2026)年4月から)で実施しており、生後4か月から未就学児までを対象としています。

● 乳幼児等ショートステイ

保護者の仕事や出産、病気のと きなど、育児ができないときに、宿泊を伴って最大6泊7日まで、子どもを預かる事業です。みなと子育て応援プラザPokke、麻布乳児院、東京都済生会中央病院附属乳児院の3か所で実施しており、対象年齢は施設により異なります。

● トワイライトステイ

保護者が残業などで夜間に育児ができないときに、夕食を提供し子どもを預かる事業です。区内在住の生後6か月から中学3年生までの子どもを対象としています。

- 派遣型一時保育事業

理由を問わず、保育者が利用者宅等に出向き、一時的な保育を行う事業です。区内在住で、生後7日以降の乳幼児から小学6年生までの子どもを持つ保護者を対象としています。

- 特別な配慮の必要な子どもへの支援

- 児童発達支援センターを中心とした支援の充実

地域の中核的な発達支援施設である児童発達支援センターが中心となり、民間事業者や保育園等との連携を強化しながら、障害児が成長過程に応じた効果的な支援を受けられるよう、相談支援や通所支援の充実に取り組んでいます。

- 学齢期の放課後対策の充実

学齢期の児童を中心とした放課後対策を充実するため、放課後等デイサービス事業について、子どもの発達や保護者からの相談内容に応じて支援内容や期間を柔軟に調整するなど、丁寧に寄り添いながら支援の充実に取り組んでいます。

- 障害児の居場所確保

- 障害者（児）日中一時居場所提供事業

区と協定を締結した事業者が、障害者（児）に対して居場所を提供し、動画の視聴や創作活動などの趣味、宿題などの学習を見守りながら支援しています。

- 重度障害児日中一時支援事業

重度障害児に対して、長期休業中に安全に安心して過ごせる場所を提供し、専門スタッフがレクリエーション等の集団活動を支援しています。

- 小学生の放課後の居場所確保

子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる居場所として、小学校内の「放課GO→」や児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等を利用することができます。

また、保護者の就労等の事情で、下校後に家庭での保育を受けられない児童が過ごす居場所として、学童クラブを実施しています。なお、学童クラブの利用には審査等があります。

- 相談支援

港区に住む18歳未満の子ども、18歳未満の児童の保護者と妊婦からの相談をインターネットで受け付ける「みなと相談ねっと」を実施しています。どちらも匿名で相談でき、保健師や心理士が回答します。

このほか、子ども家庭支援センターや教育センター、みなと保健所などでも相談を受け付けています。



コラム ～その8～ 子育て支援の取組の可視化

1 東京都葛飾区

妊娠期から18歳までの子育て支援の取組を、「給付・サポート」「教育・保育」等の分野別・年齢別にまとめた、「かつしか子育てカレンダー」を作成しています。



出典：東京都葛飾区「広報かつしか 令和6年6月15日号」

2 東京都港区

「みなと母子(親子)手帳アプリ」では、子どもの誕生日、性別などを登録することで、子どもの予防接種のスケジュールやリマインド通知の受取り、区の健診や保育コンシェルジュのオンライン予約、区の子育て情報や注意が必要な感染症情報の参照など、子育て関連の情報をまとめて管理することができます。



コラム ～その9～ こども誰でも通園制度

国は、「こども未来戦略」に基づき、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を令和8年度から創設します。

本制度は一時預かり事業のように「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、子どもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことも目的の一つとしています。

令和8年度からの給付制度化に向け、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として実施している自治体は、令和7年8月31日現在で166自治体となっており、港区でも「みなとこども誰でも通園事業」を令和6(2024)年度から実施しています。